

横浜市交通局
電気設備工事特則仕様書

平成29年7月

横浜市交通局
技術管理部電気課

第1章 一般事項	1
1. 1 本仕様書の位置づけ.....	1
1. 2 設計図書の優先順位.....	1
1. 3 参照資料.....	2
1. 4 用語の定義.....	2
第2章 工事関係図書	2
2. 1 工事関係提出図書.....	2
第3章 工事現場管理	3
3. 1 受電後の維持管理.....	3
3. 2 安全管理指定工事.....	3
3. 3 営業線内の工事.....	4
3. 4 保守用車両の使用.....	4
3. 5 環境への配慮.....	4
第4章 機器及び材料	4
4. 1 工場立会検査.....	4
4. 2 支給材料及び貸与品.....	4
4. 3 環境物品等の使用.....	4
第5章 施工	5
5. 1 仮設材料.....	5
5. 2 材料置場及び下小屋.....	5
5. 3 工事用機械器具.....	5
5. 4 貸与機械器具の取扱.....	5
5. 5 停電作業.....	5
5. 6 活線作業及び活線接近作業.....	6
5. 7 機器等の据付.....	6
第6章 検査	6
6. 1 官庁検査.....	6
6. 2 かし検査.....	6
第7章 完成図等	6
7. 1 完成図書及び物品.....	6
第8章 その他	7
8. 1 歩行者通路対策等.....	7
8. 2 引渡しまでの電気料金の負担.....	8

第 1 章 一般事項

1. 1 本仕様書の位置づけ

この仕様書は、国土交通省大臣官房営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」及び横浜市建築局制定「電気設備工事特則仕様書」に定めている事項に追加、補足するものであり、横浜市交通局が所管する電気設備工事に適用し、工事請負契約約款に定める仕様書の一部を構成する。

また、「横浜市建築局電気設備工事特則仕様書」の記述については、「建築局」を「交通局」、「横浜市長」及び「建築局長」を「横浜市交通事業管理者」に読み替えるものとする。

1. 2 設計図書の優先順位

設計図書の優先順位は、表 1. 1 のとおりとする。

表 1. 1 仕様書の適用順位

仕 様 書	鉄道電気 施設工事	左記 以外工事
現場説明書に対する質問回答書	1	1
現場説明書	2	2
特記仕様書（図面記載のもの及び別冊を含む。）	3	3
図面	4	4
横浜市交通局電気設備工事特則仕様書	5	5
横浜市建築局電気設備工事特則仕様書	6	6
電気設備工事施工マニュアル（横浜市建築局監修）	10	7
公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 〔国土交通省大臣官房官庁営繕部監修〕	9	8
公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） 〔国土交通省大臣官房官庁営繕部監修〕		
公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） 〔国土交通省大臣官房官庁営繕部監修〕		
電気通信設備工事共通仕様書 〔国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室編集〕	8	9
交通局が制定する鉄道電気施設の仕様書	7	10
交通局が制定する鉄道に関する基準、要綱及び心得等		

（注）鉄道電気施設のうち駅（停車場）等の建物に付帯する電気設備は、工事内容等を考慮し「左記以外工事」とする。

1. 3 参照資料

公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）及び公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）を補完するため、「電気設備工事監理指針」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）を参照する。

1. 4 用語の定義

この特則仕様書において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「監督員」とは、「横浜市交通局契約規程」第2条で準用する「横浜市契約規則」第55条第1項の規定による監督職員等を指し、「横浜市交通局請負工事監督事務取扱規程」及び「横浜市交通局請負工事監督事務取扱要綱」による総括監督員、主任監督員、担当監督員及び委託監督員をいう。
- (2) 「鉄道電気施設工事」とは、鉄道事業法施行規則第9条の「鉄道施設」の運転保安設備、変電所等設備及び電路設備等の鉄道に係る工事をいう。

第2章 工事関係図書

2. 1 工事関係提出図書

請負人は、表2. 1による工事関係書類を随時提出するものとする。また、提出書類は当局書式のものとし、監督員の指示を受けるものとする。但し、電気設備工事が建築工事等に含まれる場合は、監督員の指示により省略することができる。

表 2. 1 工事関係提出図書

工事着手時		工事中	
請負代金内訳書	2部	機器器具製作図	2部
工程表	2部	立会検査申請書	1部
工事着手届出書	1部	工事出来形部分検査申請書	1部
現場代理人選定通知書	1部	臨機措置通知書	1部
主任技術者選定通知書	1部	損害状況通知書	1部
監理技術者選定通知書	1部	火気使用願書	2部
専門技術者選定通知書	1部	電気使用願書	2部
統括安全衛生責任者等の選任届出書	1部	工事記録写真	1部
その他監督員の指示するもの		部分払請求書	1部
工事中		支給材料・貸与品受領書・借用書	1部
建設業退職金共済証紙購入状況報告書	1部	受払計算書	1部
		その他監督員の指示するもの	
下請負人選定通知書	1部	完成時	
施工計画書	2部	工事完成通知書	1部
機器及び材料承諾願書	2部	工事目的物引渡書	1部
工事月報	1部	完成払請求書	1部
工事日報	1部	建設業退職金共済証紙受払簿	1部
実施工程表	1部	建設業退職金共済証紙貼付実績報	1部
工事材料検査申請書(※)	2部	告書	
工事施工図	2部	その他監督員の指示するもの	

(※) 設計図書で指定した材料について提出する。

第3章 工事現場管理

3. 1 受電後の維持管理

請負人は、自家用電気工作物又はこれに類する鉄道施設の受電開始から引渡しの日までの間、当局電気主任技術者のもとに、請負人の責任と負担において当該電気工作物等の維持管理を行う。

3. 2 安全管理指定工事

横浜市交通局工事安全管理規定に基づき、安全管理指定工事に指定された場合は、高速鉄道建設土木工事安全管理計画書作成要領に準拠し、安全管理計画を策定し提出するものとする。なお、同一工事現場で他工種の工事が安全管理指定工事に該当する場合は、その工事の請負人に協力して安全管理を行う。

3. 3 営業線内の工事

営業線内の工事については、別に定める「請負工事等の営業線内安全作業要領」により、災害及び事故の防止に努めなければならない。

3. 4 保守用車両の使用

営業線におけるモーターカー等の保守用車両を使用するときは、別に定める「保守用車両使用要領」を遵守しなければならない。

3. 5 環境への配慮

(1) 環境配慮型建設機械の使用

排出ガス対策型建築機械及び低騒音・低振動型建設機械を使用する。

(2) 工事の施工にあたっては、旅客及び地元住民に迷惑を及ぼさないよう最大限の配慮をする。

(3) 地下水及び洗浄水等を排出する場合は、地盤沈下並びに水質汚濁等の周辺環境の保全に努める。

第4章 機器及び材料

4. 1 工場立会検査

機器及び材料（以下「機材」という。）のうち、設計図書で指示するものは、製作工場等で監督員等の立会のうえ検査及び性能試験を行う。

4. 2 支給材料及び貸与品

(1) 支給材料及び貸与品の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡の時期等は、特記による。

(2) 支給材料の残材及び貸与品の変換は、指定された場所に整理のうえ調書を添えて監督員に引き渡す。

4. 3 環境物品等の使用

工事に使用する機材は、公害防止、地球環境保全及び再資源化を目的として次により、環境物品等を使用するよう努める。

(1) この工事で使用する資材、建築機械、工法及び目的物のグリーン購入の推進に関しては、特記によるほか、「横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針」、「同基本方針」の（別記）「特定調達物品等」及び「横浜市グリーン購入の推進を図るための調達方針」によるものとする。また、副資材等についても基本方針を配慮し調達に努める。

(2) 地下駅舎等及びトンネル内で使用する機材は、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮すると共に難燃物で燃焼時に有毒ガスの発生のないものとする。

第5章 施工

5. 1 仮設材料

仮設物に使用する材料は、特に記載のない場合には、使用上差し支えない程度の古材を使用することができる。

5. 2 材料置場及び下小屋

材料置場及び下小屋などは、使用目的に適した構造とする。

5. 3 工所用機械器具

工所用機械器具で特に指定のない場合は、監督員と協議の上、適切なものを設備し故障及び危険の無いよう常に手入れする。特に、電気使用において危険度の高い移動用工事機器類は、原則として漏電遮断器を使用する。

5. 4 貸与機械器具の取扱

- (1) 貸与機器の品名、貸与場所等は、特記による。
- (2) 貸与機器は、貸与期間中損傷しないように、ていねいに使用し、保管場所、管理者を定め常に整備状態に注意するとともに、保管の責任を負うものとする。
- (3) 貸与機器は、工事完了時、監督員の承諾を受けた専門の技術者により格納、保管に必要な定期整備を行った上、発注者の指定する場所に返納しなければならない。但し、軽易な機器については、専門技術者による定期整備は省略することができる。
- (4) 貸与機器は、請負人の不注意により、損傷又は滅失した場合は、修理又は賠償しなければならない。

5. 5 停電作業

- (1) 開路した開閉器には、通電禁止に関する所要事項を表示した標識、通電禁止の鎖錠設備を施すか、又は監視人を置くこと。
- (2) 開路した、電路が電力ケーブル、電力コンデンサ等を有する電路で残留電荷による危険を生ずるおそれのあるものについては、安全な方法により残留電荷を確実に放電させること。
- (3) 開路した電路が、電車線路、高圧及び特別高圧であったものについては、検電器により停電を確認し、かつ、誤通電、他の電路との混触又は他の電路からの誘導による感電を防止するため、短絡接地器具を施すこと。
- (4) 電路に通電しようとするときは、あらかじめ、当該作業に従事する作業員について感電の危険が生ずるおそれのないこと及び短絡接地器具をとりはずしたことを確認した後でなければ行ってはならない。

5. 6 活線作業及び活線接近作業

活線作業及び活線接近作業を行う場合は、監督員に作業計画書を提出し承諾を受けたいうえで行わなければならない。

- (1) 特別高圧活線作業及び活線接近作業は、原則として行ってはならない。
- (2) 高圧電路、低圧電路及び電車線路において、活線作業及び活線接近作業を行う場合は、作業者に絶縁用保護具を着用させる。また、作業器具は活線作業用器具を使用させる。
- (3) 取扱い部分以外の部分が、作業者若しくは作業者が取扱っている工具及び材料が接触し、又は接近することにより感電の危険が生ずるおそれのあるものには絶縁用防具を装置する。

5. 7 機器等の据付

機器等の据付については、「電気設備・機械設備の耐震基準」（横浜市交通局施設課・電気課）に従って行わなければならない。

第6章 検査

6. 1 官庁検査

請負人は官庁検査に必ず立ち会い、検査による指摘事項がある場合は、指定の期日までに対応しなければならない。また試験に必要な各種図書、計測機材並びに作業員等は、請負人にて用意する。

6. 2 かし検査

横浜市建築局電気設備工事特則仕様書に準じる。

第7章 完成図等

7. 1 完成図書及び物品

- (1) 請負人は、工事目的物引渡しの時、表7. 1の図書及び物品を交通局へ引き渡すものとする。なお、作成部数及び内容等に変更があるものについては、監督員が別途指示する。
- (2) 工事完成図書は、紙書類と電子納品を併用する。但し、工事の規模及び内容等により電子納品が合理性を欠く場合は、監督員との協議の結果により電子納品の一部または全部を省略することができる。
- (3) 電子納品については以下の通りとする。
 - ア 本工事は、電子納品対象工事とする。電子納品とは、工事の完成図書などの最終成果品を「工事完成図書の電子納品要領（建築・建築設備編）」に基づいて作成した電子成果品を納品することをいう。なお、電子納品の運用については、「電子納品運用手順書(案)[建築営繕編]」を参照。

- イ 電子成果品は、電子媒体（CD-R等）で正副各1部提出する。
- ウ 電子成果品の提出の際には、横浜市「電子納品チェッカー」によりチェックし、エラーの無いことを確認後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。
- エ 貸与するCADデータについては、当該工事における施工図又は完成図のため以外に使用してはならない。

表7.1 完成図書類

項目	内容	部数	摘要
完成図	A4版黒表紙製本 金文字製本	2	完成図は状況に即したものと する。
完成図・施工図	A1(2)版二つ折り製本	3	完成図及び施工図の順序、又 は分冊で製本する。
	A3版二つ折り製本	3	
	CADデータ	1	
	原図	1	
完成図書 (A4ファイル)	緊急連絡先一覧表	3	承諾図を訂正したもの。 原則として表紙をコピーした ものとする。
	各種試験成績表及び測定表		
	機器完成図		
	取扱説明書・保守指導書		
	設備調書		
	機器台帳		
	官公署・電力会社等届出一覧表 及び許可書・検査済み証等		
	鍵引渡書(鍵一覧表)		
	備品・予備品・付属品一覧表		
	解体材・発生材等一覧表及び マニフェスト(写)等		
完成図書電子納品媒体 (CD-R等)	正副 各1	ガイドラインによる。	
官公署等の許認可・届 出一覧表及び許可書	官公署・電力会社等	1	提出した書類の「正」または 「副」とする。
工事写真	特記指示時は電子納品	1	電子納品は正・副各1
備品・予備品・付属品 ・保守工具等		1式	規格・形状・数量を記載した 一覧表を作成する。
その他監督員が指示 する物品		1式	

第8章 その他

8.1 歩行者通路対策等

工事の施工においては、「工事中の歩行者に対するバリアフリー推進ガイドライン（横浜市 平成 17 年 6 月）」の趣旨を踏まえ、歩行者通路対策等を講じること。

8. 2 引渡しまでの電気料金の負担

工事用及び本設受電後から目的物引渡しまでの電気料金は、関係請負人が負担する。また、水道料金、ガス料金もこれと同様とする。

改訂経緯

- 1 平成 18 年 11 月交通局電気課制定電気設備標準仕様書を交通局電気課制定電気設備特別仕様書に改編
- 2 平成 22 年 11 月機構改革、組織名称変更に伴い、電車部を技術管理部、まちづくり調整局を建築局に変更した。
- 3 平成 26 年 4 月 関連規程の改変に対応。誤字・脱字を修正。
- 4 平成 29 年 7 月 建設業退職金共済制度の様式修正対応。かし検査、電子納品に関する修正。誤字・脱字を修正。